

平成22年2月9日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 高仲元子

平成20年(ワ)第21966号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成21年12月1日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士瀬戸和宏
同 荒井哲朗

東京都中央区日本橋本町2丁目6番1号

被 告 株式会社アドメイン
同代表者代表取締役

被 告 高田

被 告 高田

被 告 高田
上記4名訴訟代理人弁護士 畑山 実

主 文

1 被告高田[]は、原告に対し、被告株式会社アドメイン、被告高田[]及び被告高田[]と連帶して、176万円及びうち132万円に対する平成20年10月15日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告高田[]は、原告に対し、被告株式会社アドメイン及び被告高田[]と連帶して、176万円及びうち132万円に対する平成

20年9月21日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、176万円及びうち132万円に対する平成20年10月15日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告高田■と連帶して）を支払え。

3 被告株式会社アドメイン及び被告高田■は、原告に対し、連帶して、176万円及びうち132万円に対する平成20年9月5日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員（ただし、176万円及びうち132万円に対する平成20年9月21日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告高田■と連帶し、176万円及びうち132万円に対する平成20年10月15日から、うち44万円に対する平成21年10月23日から各支払済みまで年5分の割合による金員の限度で被告高田■と連帶して）を支払え。

4 訴訟費用は被告らの負担とする。

5 この判決は、第1項ないし第3項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告らに対し、証券業を営むことについての登録を受けていない者からいわゆる未公開株式である被告会社発行の株式を購入したことによって損害を被ったと主張し、不法行為ないし会社法350条、429条1項に基づく損害賠償として、株式購入代金及び弁護士費用相当損害金176万円

並びにうち 132 万円に対する訴状送達の日の翌日から、うち 44 万円に対する請求の趣旨の変更（請求の拡張）申立書送達の日の翌日から各支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

1 爭いのない事実

- (1) 被告株式会社アドメイン（以下「被告会社」という。）は、情報機械器具、事務機器、家庭用電気製品の販売等を目的とし、昭和 63 年 8 月 8 日に設立された会社である（乙 B 1）。
- (2) 被告高田 [] （以下「被告 [] 」といふ。）は、被告会社の代表取締役であり、被告高田 [] （以下「被告 [] 」といふ。）及び被告高田 [] （以下「被告 [] 」といふ。）は、被告会社の取締役である。
- (3) 被告会社の株式（以下「本件株式」といふ。）は、いわゆる未公開株式であるが、いわゆるグリーンシート銘柄ではない。

2 当事者の主張

- (1) 被告らの不法行為

（原告の主張）

ア 原告は、石森 [] と称する者から、本件株式を、平成 18 年 9 月ころに 1 株、同年 10 月 18 日に 5 株、平成 19 年 3 月 6 日ころに 2 株を、それぞれ 1 株 20 万円、合計 160 万円で購入した。

イ 原告が本件株式を購入した当時、株式の取引を業として行う場合には、証券業を営むことについての登録を受けることが必要とされ（証券取引法（平成 18 年法律第 65 号による改正前のもの。以下「旧証券取引法」という。）28 条、2 条 8 項），この登録を受けないで証券業を営んだ者（以下「無登録業者」という。）に対しては、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金に処し、又はこれらを併科するという罰則が設けられていた（同法 198 条 11 号）。

未公開株式はその価値の評価がきわめて困難であり、公開される情報も

少ないことから、一般投資家が不測の損害を被ることを防止するため、グリーンシート銘柄以外の銘柄の取引を原則として禁じる旨の日本証券業協会の自主規制がある。

ウ 無登録業者が、グリーンシート銘柄以外の銘柄を取り扱う場合、適正な価格で販売がされているとは考えられず、詐欺的な商法と推認される。このような商法を未公開株商法と呼び、未公開株商法はそれ自体極めて違法性が高く、公序良俗に違反する違法な取引である。このような未公開株商法の違法性は、自社の未公開株の売却であっても、募集株式の発行等の手続によらずに他社株式の売買と同じように行うときは、同様の評価を受けるというべきである。

エ 不法行為責任は過失による帮助によっても成立する。未公開株の発行会社の帮助による不法行為責任及びこれを止めさせなかつた取締役らの監視監督義務違反による旧商法上の責任及び共同不法行為責任を認めた判決例もある。

未公開株の発行会社の帮助の責任を基礎づける認識ないし認識可能性の対象は、①販売者が無登録業者であること、②当該未公開株式がグリーンシート銘柄以外の銘柄であること、③販売者が一般投資家に株式を販売していることで足り、①ないし③を認識し、又は認識し得たにもかかわらず、未公開株式を販売者に取得させた場合には、共同不法行為責任（過失による帮助を含む）を免れない。

オ 被告■は、被告会社の代理店であるアートキャピタル株式会社の取締役である越前■（以下「越前」という。）の助言により、被告■名義の本件株式を第三者に譲渡しようと考え、越前に對し、本件株式約5700株を、1株3ないし4万円、総額約2億円で譲渡した。この際、被告■と越前は、越前が本件株式を第三者に譲渡したときは、越前が1株につき約1万円の報酬を受けることができる旨話した。上記報酬は、越前が第三

者に対して譲渡した価格に上乗せしたものである。

平成18年5月ころから、本件株式を購入した者からの名義書換えの申請書が被告会社に届くようになった。この名義書換え申請書は、越前が作成したものである。上記購入者の中には、1株ないし50株程度の株式を取得した個人の取得者も多く含まれていた。

越前は、上記のとおり譲り受けた本件株式を不特定多数の者に対し、報酬を得て譲渡したのであるから、越前の行為は証券業に該当するところ、越前は証券業を営むことについての登録を受けていないから、越前の行為は証券取引法違反である。そして、本件株式を購入した原告らの名義書換えの申込書は、すべて越前が作成したことから、石森■と称する者は、越前、被告■又は越前ないし被告■から委託を受けた者である可能性がある。

被告■は、被告会社の経理を見ていた会計事務所の会計士から、本件株式の価値が1株800円ないし1万円程度であるとの評価を受けたことを知っていたながら、根拠もなく本件株式の価格を4万円と評価し、さらに、越前が1株につき1万円もの利益を得て売買するということを承知していたのであるから、本件株式の名義書換えを申請する者たちが異常な価格設定のされた本件株式を騙されて購入したということを認識していたというべきである。それにもかかわらず、被告■は、被告会社の代表取締役として、漫然と本件株式を購入した者からの名義書換え申請に応じていた。

力 以上によれば、被告■は、越前ないし石森と称する者ないし氏名不詳者と共同して、1株1万円程度の価値しかないと会計士から評価され、しかも、未上場の株式で換価性のないことからほとんど無価値に等しい本件株式を、不特定多数の者に対し、少なくとも1株4万円以上の価格で販売していたのであるから、このような行為は、詐欺と評価できる極めて悪質

なものであって違法であり、原告に対し不法行為責任を負うというべきである。

被告会社は、被告代表者である被告■の上記不法行為により原告に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法350条）。

被告■及び被告■は、被告会社の取締役であり、代表取締役である被告■の業務を監視し、被告会社が第三者に損害を与えないように注意すべき職責を有するところ、取締役会の一員として、株式譲渡について承諾し、被告■及び被告会社の上記不法行為を放置してきたものであって、会社法429条1項による責任を負う。

（被告らの主張）

ア 被告■の行為は、自己名義の本件株式を越前に譲渡したというものであるが、譲渡性は株式の具有する特質であって、それが未公開株式であっても譲渡自体が禁止されるわけではなく、被告■の譲渡行為自体が違法であるとはいえない。そして、いったん正常に株式譲渡が行われた以上、その後譲受人がその株式を利用して違法な行為をしたとしても、譲渡人が責任を問われる理由はない。

イ 越前が第三者に譲渡した本件株式がグリーンシート銘柄でないことは事実であるが、そうだとしてもこのような譲渡行為自体が禁止されているわけではなく、越前の譲渡行為を不法行為ということもできない。

ウ 仮に、越前の行為が不法行為に該当するとしても、以下の事実からすれば、被告■が不法行為責任を負う理由はない。

被告■は、イオンライトという名称の照明器具（以下「イオンライト」という。）の開発資金を作りたい、外部安定株主を得たいとの希望を越前に述べて、その趣旨を理解した越前に、上記趣旨を前提に本件株式を譲渡したのである。当時、被告■は、未公開株商法の問題について認識していなかったし、そのような意図もなかった。被告■の認識としては、

譲渡価格が1株3万円ないし4万円程度であり、イオンライト開発による会社の将来性を考えれば、正常な価格とかい離したものではなかった。

被告■は、越前が第三者に譲渡するに当たって、イオンライトを中心とした新しい製品について十分説明してくれたものと思っており、その譲渡価格は、被告■からの譲渡価格に1万円程度をプラスした価格ではなかったかと考えているにすぎない。まして、本来譲渡性を有する株式のことでもあり、越前からの本件株式の譲受人が、その先その株式をどうしたかなどについて、被告■は、全く関知していなかった。

被告■は、新しい株主につき、被告会社の新事業に賛同して株主になってくれたと信じていたのであり、新株主に対し、以後2カ月に1回は事業の進捗状況などの報告書を送っていた。

工 仮に、被告■に不法行為責任が成立するとしても、被告■の不法行為と原告の損害との間には、因果関係がない。

原告の被害は、石森■と称する者が原告に本件株式を1株20万円で譲渡したことにより発生したものであるが、石森■と被告らとは何ら関係がない。

本件株式が石森と称する者にわたるまでのルートはまったく不明である。

(2) 損害

(原告の主張)

未返還交付金員相当損害金 160万円

弁護士費用相当損害金 16万円

(被告らの主張)

争う。

第3 争点に対する判断

- 1 争いのない事実、後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

- (1) 被告会社は、平成17年ころから、イオンライトの開発に着手し、平成18年ころから本格的開発に乗り出しており、その開発のために多額の資金を必要としていた（乙B5（枝番を含む。），被告高田■）。そこで、被告■は、知人である越前の助言も得て、自己名義の本件株式を売却し、その代金を会社に貸し付けることで、上記資金需要に対応しようと考えた（被告高田■）。
- (2) 被告■は、越前と協力して、本件株式を売却する場合の価格を検討し、本件株式の名義書換請求書を作成した。その際、被告■は、被告会社の経理にかかる事務を委託している会計事務所が本件株式の価値は1株8000円ないし1万円程度と評価していることを伝えられていた。そして、被告■は、平成18年から平成19年にかけて、越前に対し、本件株式合計約5700株を1株3万円ないし4万円、合計約2億円で売却し、その際、越前との間で、越前が本件株式を第三者に売却する、越前の報酬は1株当たり約1万円とする旨話した。被告■は、当時、越前がその後第三者に対し本件株式をいくらで売却するかについては把握していなかった。（乙B2ないし4（枝番を含む。），被告高田■）
- (3) 平成18年5月ころから、本件株式の名義書換請求書が被告会社に届き始めたところ、その名義書換請求書の書式は、すべて越前が作成したものと同じであり、名義書換えを請求した者の7割ないし8割は個人であった。被告会社の取締役会は、本件株式の名義書換えの請求に対し、株式譲渡を承認するかどうか決議し、その際、請求者に対し連絡を取ることはせずに、名義書換請求に応じていた。（被告高田■）
- 被告■は、請求者の中に同じ名字の者が複数いる場合などの理由で、複数の請求者に対する本件株式取得を承認しなかったことがある旨供述するが、これを裏付ける的確な証拠は存しないから、同供述は採用できない。
- (4) 原告は、石森■と称する者から、本件株式を、平成18年9月ころに1

株、同年10月18日に5株、平成19年3月6日ころに2株を、それぞれ1株20万円の合計160万円で購入し、平成18年9月14日に1株、同年10月18日に5株、平成19年3月6日に2株の本件株式の名義書換えを請求した（甲5、7、乙B2ないし4（枝番を含む。））。上記名義書換請求書も越前の作成した書式によるものであった。被告会社の取締役会は、原告の各名義書換請求に対し、平成18年9月30日に1株、平成18年10月31日に5株、平成19年3月31日に2株の株式取得を承認した。

(5) 石森■と称する者と原告との間に何らかの人的関係があったことをうかがわせる事情は存しないことからすると、石森■と称する者は、原告に本件株式を転売することにより、相当の転売益を得ていたものと認められる。

2 被告らの不法行為について

(1) 被告■の不法行為

ア 上記1(4)及び(5)によると、石森■と称する者は、グリーンシート銘柄ではない本件株式を原告に転売し、相当の転売益を得ていた無登録業者であると認められる。

ところで、旧証券取引法28条の要求する証券業を営むことについての登録（以下「証券業登録」という。）を受けないで、株券の販売等の証券業を営むことが3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれらの併科という罰則（旧証券取引法198条11号）をもって禁じられていること、証券業登録を受けた会社であっても、日本証券業協会の規則により、未公開株の一般投資家に対する投資勧誘は、いわゆるグリーンシート銘柄に限られ、それ以外の未公開株の一般投資家への投資勧誘は原則として禁じられていることなどに照らすと、我が国の証券取引制度においては、経営状態に関する適切な情報開示のない会社の株式は、証券取引の対象とすべきでないものとされているということができ、

このようなグリーンシート銘柄以外の未公開株式を無登録業者が売買することは、それ自体強度の違法性を有する取引であり、買主に対する不法行為を構成するものと解するのが相当である。

そうすると、無登録業者である石森■と称する者による本件株式の転売は、原告に対する不法行為を構成し、石森■と称する者は、上記不法行為により原告に生じた損害（後記3）を賠償する責任を負う。

イ そして、原告が被告会社に送付した名義書換請求書が、越前の作成した名義書換請求書と同じ書式によるものであることを考慮すると、石森と称する者は、越前と同一人物であるか、又は、越前と共謀して本件株式の転売行為に協力した者であると認められる。

ウ 他方、上記1(2)によれば、被告■は、越前が第三者に対し本件株式をいくらで売却するかについて関心を持っていなかったものと認められ、さらに、上記1(3)によれば、被告■は、本件株式を購入する者が、どのような者であるかについても関心を持っていなかったものと認められる。

また、上記のとおり、越前に譲渡した本件株式の数が約5700株、譲渡価格が2億円であること、被告■は本件株式の譲受人が個人であるか法人であるかについて関心を持っていなかったこと、及び越前との間で本件株式を売却した場合の報酬として本件株式の1株当たりの価格に匹敵する額を売却数に応じて支払う旨を合意していたことを考慮すると、被告■は、越前が、越前以外の者と協力して本件株式を第三者に時価を相当上回る価格で譲渡することを認容していたものと認められる。

エ 上記アないしウによれば、被告■は、越前に譲渡したグリーンシート銘柄でない本件株式が、越前又はその協力者により、一般消費者を含む第三者に売却されるであろうことを認識、認容していながら、越前に本件株式を売却したものと認められるから、被告■の上記売却行為は、

越前又はその協力者の原告に対する上記不法行為を共同して行ったものと認めるのが相当である（民法719条）。

オ 被告らは、被告■は本件株式譲渡時、本件株式の譲渡価格は1株3万円ないし4万円程度であり、イオンライト開発による会社の将来性を考えれば、正常な価格とかい離したものではないと認識していたと主張するが、そもそも本件株式がグリーンシート銘柄以外の未公開株式であることを考慮すれば、越前又はその協力者等の無登録業者が、業として本件株式を売却することは、その譲受人に対する関係で不法行為となることは前記説示のとおりであり、上記主張は失当である。

また、被告らは、被告■は、新しい株主につき、被告会社の新事業に賛同して株主になってくれたと信じていたと主張するが、上記のとおり、被告■を含む被告会社の取締役は、取締役会での本件株式の譲渡承認決議において、本件株式の取得候補者に連絡を取る等の調査をすることなく、これを承認する旨決議していたことによると、上記主張を採用することはできない。

さらに、被告らは、本件株式が石森と称する者に渡るまでのルートはまったく不明であるから、被告■の行為と原告の損害との間には因果関係がないとも主張する。しかし、原告の送付した名義書換請求書が越前の作成した書式と同じであることに加え、被告■が越前に本件株式を譲渡してから、原告が本件株式を購入するまでの期間は1年以内であること、本件株式が未公開株式であり、株式の評価が困難であることから、流通性が低いことを考慮すると、越前と石森と称する者の間に、第三者が介在しているとは認め難いから、被告らの主張は採用できない。

その他の被告の主張についても、これを認めるに足る的確な証拠はなく、上記認定を左右するものと認めることができないから、被告らの主張は採用できない。

(2) 被告会社の責任について

被告■は、イオンライトの開発資金獲得のために上記不法行為を行い原告に損害を加えたものであるから、被告会社は、原告の損害（後記3）を賠償する責任を負うものと認めるのが相当である（会社法350条）。

(3) 被告■及び被告■の責任について

本件株式は、譲渡することについて取締役会の承認を要する譲渡制限株式であるから、被告会社の取締役である被告■及び被告■は、取締役会の構成員として、本件株式の譲渡に係る被告■の業務執行について監視し、取締役会を通じて業務執行が適正に行われるようとする職務を有するところ、被告■及び被告■が、同職務を果たしたことを行うかがわせる事情を認めるに足りる証拠はないから、被告■及び被告■は、過失により上記職務に違反したものということができ、被告■の上記不法行為により原告に生じた損害（後記3）を賠償する責任を負うものと認めるのが相当である（会社法429条1項）。

3 原告の損害について

上記1(4)のとおり、原告は、本件株式の売買によって、石森■と称する者に対し、160万円を支払ったことによると、原告は、上記不法行為によって同額の損害を被ったものと認められる。

そして、原告が本件訴訟を提起するに当たり、委任した弁護士の費用については、被告らの上記不法行為と相当因果関係のある損害として、16万円を認めるのが相当である。

4 以上によれば、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容し、訴訟費用の負担について民訴法61条、65条1項を、仮執行の宣言について同法259条1項をそれぞれ適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第25部

裁判長裁判官 佐久間邦夫

裁判官 石原直弥

裁判官 小口五大

これは正本である。

平成 22 年 2 月 9 日

東京地方裁判所民事第 25 部

裁判所書記官 高仲元

